

第3回 社会保障制度改革推進本部 議事要旨

日 時：平成27年1月13日（火）10:35～10:50

場 所：官邸4階大会議室

出席者：社会保障制度改革推進本部長、副本部長及び本部員並びに与党関係者等（別紙参照）

○まず、塩崎厚生労働大臣から、医療保険制度改革骨子案についての説明があった。主な内容は以下のとおり。

- ・国保の安定化、後期高齢者支援金の全面総報酬割について、国民皆保険を持続可能なものとするため、国保の立て直しを行う。平成27年度から、消費税財源より約1700億円を活用し、低所得者の多い保険者への支援を行う。平成29年度には約1700億円を上積みし、国保の財政基盤を強化したい。
- ・国保運営のガバナンスを強化するため、平成30年度から、国保の財政運営責任等を都道府県へ移行し、都道府県が国保運営の中心的な役割を担うようにしたい。また、医療費適正化に熱心に取り組む都道府県・市町村を積極的に支援したい。
- ・被用者保険者相互の支え合いを強化するため、後期高齢者支援金の総報酬割部分を平成27年度から段階的に引き上げ、平成29年度に全面総報酬割を実施する。また、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を行いたい。
- ・協会けんぽについては、国庫補助率を「当分の間16.4%」と定め、その安定化を図る。他方、準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に、新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する特例措置を講ずることとしたい。
- ・医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進を行い、医療費適正化の取組の実効性を高めるとともに、予防・健康づくりに積極的に取り組む個人や保険者を支援したい。
- ・負担の公平等を図る観点から、入院時の食事代、紹介状なしで大病院を受診する場合の定額負担、所得水準の高い国保組合の国庫補助など、低所得者等に配慮しながら、負担の見直しを行いたい。
- ・予算措置で実施している後期高齢者の保険料軽減特例については、段階的に縮小することとし、介護保険料軽減の拡充、年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとしたい。これらの具体的な内容は、今後十分検討していきたい。
- ・国内未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用したいという患者の思

いに応えるため、患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組みを創設したい。

- ・この改革骨子（案）について決定いただき、これを踏まえて次期通常国会に関連法案を提出したい。

○次に、塩崎厚生労働大臣から、社会保障制度改革のスケジュール等についての報告があった。主な内容は以下のとおり。

- ・消費税率引上げの延期の判断を重く受け止めつつ、社会保障制度を次の世代にしっかりと引き渡していくため、着実に改革を進めていきたい。
- ・消費税率引上げ延期を踏まえた社会保障の充実に係るスケジュールについては、子ども・子育て支援新制度は、平成27年4月に予定どおり実施する。低所得者への介護保険料の軽減強化は、平成27年4月に一部を、平成29年4月に完全に実施する。年金生活者支援給付金及び受給資格期間の短縮は、法律上、消費税率引上げと同時に施行することとなっており、平成29年4月に施行する。
- ・今後の主な実施項目に関しては、特に医療・介護の分野について、国保の財政運営責任等の都道府県移行、各種計画の策定・実施などが全て平成30年度に行われることから、当面、この年に向けて改革を進めていきたい。
- ・平成27年度の社会保障の充実・安定化については、来年度の消費税増収分8兆円について、まず基礎年金国庫負担割合2分の1への引上げの恒久化に3兆円を充てた上で、社会保障の充実には、1.35兆円を充てることとする。
- ・この1.35兆円に、社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果をあわせて、平成27年度の社会保障の充実の規模は、1.36兆円となる。消費税率引上げが延期されたことに伴い、施策の優先順位を付けた上で対応したい。
- ・具体的には、政府を挙げて取り組んでいる「すべての女性が輝く社会」の実現にとって重要な「子ども・子育て支援の充実」、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて着実な実施が必要となる「医療・介護サービス提供体制の改革」、国保改革に必要不可欠な「国保への財政支援の拡充」について、優先的に取り組むこととする。
- ・一方で、以上の施策を優先するため、年金関係の充実は消費税率引上げ時に実施し、低所得者への介護保険料の軽減強化は、実施を2段階に分ける。
- ・これらの施策を着実に実施することにより、改革の意義を国民の皆様に理解いただけるよう、しっかりと取り組んでいきたい。

○その後、意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。

(有村少子化対策担当大臣)

- ・消費税率の引上げは延期されることになったが、子ども・子育て支援新制度については、予定どおり本年4月から施行するという方針を、総理からいち早く表明いただいた。
- ・平成27年度の社会保障の充実においては、新制度の施行に当たり、量の拡充はもちろん、消費税10%への引き上げを前提に実施を予定していた質の改善を全て実施するための必要な予算が確保された。国として、子育て支援、少子化対策、また女性活躍ということを最優先課題として取り組む姿勢を明確に打ち出すことができた。心から感謝したい。
- ・また、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の更なる充実を図るためには、今後、消費税分以外も含め1兆円を超える規模の財源が必要であり、その確保に最大限努力していきたい。引き続き、ご理解とご協力をお願いしたい。
- ・本年4月から着実かつ円滑に子ども・子育て支援新制度を施行するべく、担当大臣として引き続き全力を尽くしたい。

○以上を受けて、社会保障制度改革推進本部として、資料2-1の「医療保険制度改革骨子」を案のとおり決定するとともに、資料3の「社会保障制度改革のスケジュール等について」を報告のとおり了承することとされた。

○最後に、本部長である安倍内閣総理大臣から以下のとおり挨拶があった。

- ・社会保障は、国民が安心して暮らしていくためのセーフティネットであり、我が国の経済社会の礎となるもの。景気の回復を確かなものとするため、消費税率10%への引上げを延期することとしたが、財政を立て直し、世界に誇るべき社会保障制度を次世代に引き渡していく責任が私達にはある。
- ・このため、子ども・子育て支援をはじめ社会保障の充実について、可能な限り、予定どおり実施するとともに、平成29年4月には確実に消費税率10%への引上げを実施していきたい。
- ・持続可能な社会保障制度の確立に向けて、本日とりまとめた社会保障制度改革のスケジュールに沿って、改革を着実に進めていきたい。また、医療保険制度改革については、本日決定した骨子に基づき、与党とも十分調整した上で、法案を提出していきたい。
- ・関係閣僚におかれては、各制度の給付を受け負担を行う国民一人一人の皆様の視点に立って、改革の内容、意義について十分に説明を重ねていただくようお願いしたい。

- ・ 本年は、日本の将来を見据えた「改革断行の一年」として、改革を強力に押し進めていきたい。与党関係者、関係閣僚のご協力をよろしくお願いしたい。

(以 上)

第3回社会保障制度改革推進本部 出席者名簿

安倍	晋三	内閣総理大臣（本部長）
甘利	明	社会保障・税一体改革担当大臣（副本部長）
麻生	太郎	副総理・財務大臣（本部員）
菅	義偉	内閣官房長官（本部員）
高市	早苗	総務大臣（本部員）
塩崎	恭久	厚生労働大臣（本部員）
有村	治子	内閣府特命担当大臣（少子化対策）（本部員）
稲田	朋美	自由民主党政務調査会長
田村	憲久	自由民主党政務調査会長代理
石井	啓一	公明党政務調査会長
梶屋	敬悟	公明党政務調査会長代理
加藤	勝信	内閣官房副長官
世耕	弘成	内閣官房副長官
杉田	和博	内閣官房副長官
宮島	俊彦	内閣官房社会保障改革担当室長